

森林法／抜粋

(火入れ)

第 21 条 森林又は森林に接近している**政令**で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

一 造林のための地ごしらえ

二 開墾準備

三 害虫駆除

四 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて**農林水産省令**で定めるもの

3 第 1 項の市町村の長は、国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野又はこれに接近する森林若しくは土地について同項の許可をするには、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

4 認定森林所有者等のうち第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第 12 条第 3 項において読み替えて準用する第 11 条第 5 項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において火入れに関する事項を記載しているものは、第 1 項の規定にかかわらず、同項の市町村の長の許可を受けずに、農林水産省令で定めるところにより、当該火入れをすることができる。

(防火の設備等)

第 22 条 前条第 1 項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している**農林水産省令**で定める範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

(危害防止のための条例)

第 23 条 前二条に規定するものの外、都道府県は、条例をもつて森林における火災の予防その他危害防止のため必要な定をすることができる。

森林法施行令／抜粋

第3条の2 法第21条第1項の政令で定める範囲は、森林の周囲1キロメートルの範囲とする。

森林法施行規則／抜粋

(火入れ)

第47条 法第21条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。

2 認定森林所有者等は、法第21条第4項の規定により火入れをしようとするときは、あらかじめ、火入れをする森林の所在する市町村の長に必要な指示を求め、その指示に従って火入れをしなければならない。

3 法第22条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲1キロメートルの範囲とする。